

J I O 発 0 8 0 0 0 1
2 0 0 8 年 4 月 3 0 日

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

有限責任中間法人 日本矯正歯科協会
会長 深町 博臣

標榜診療科名例「小児矯正歯科」に対する意見書

去る3月31日に発令されました各都道府県知事宛の医政発第0331042号文書「広告可能な診療科名の改正について」において、歯科医療機関の広告における複数の事項を組み合わせた診療科名として通常考えられる例として唯一示された「小児矯正歯科」は、以下の理由により、現状の歯科臨床現場の混乱を助長し、国民に不利益を与えることが危惧されますので、撤回して頂きますようお願い申し上げます。

当協会は、患者・国民が安心して矯正歯科治療を受診できるように当該分野の専門医制度やその制度と深く関わっている診療科名の表記などの環境整備に努めております。たとえ診療科名の組み合わせ表記例であっても、矯正歯科分野の学術団体である当協会や学会などに事前の通知や照会を行って頂くなど、医療法第六条の六の二の趣旨に則った運用をして頂きますよう、お願い申し上げます。

さて、平成18年の医療法等の改正により「患者等への医療に関する情報提供の推進」が図られ、広告規制の緩和が実施されました。今回はその趣旨に沿って、従来の標榜科名（医業34種、歯科医業4種）に、身体や臓器の名称、患者の年齢、性別等の特性、等を組み合わせて標榜する事が新たに認可されました。

それを受けて、歯科医療機関の診療科名の組み合わせ表示型式例として、「患者の年齢」の「小児」と、「診療方法の名称」の「矯正」とを組み合わせた「小児矯正歯科」が上記の通達中に使用されております。

しかしながら、そもそも矯正歯科治療は、歯列や顎の発育期に行うことが推奨される臨床分野であり、「矯正歯科」を標榜する矯正臨床医は、主として「小児期の矯正治療」に携わっています。逆に、永久歯列期までの正常な発育と永久歯列期での歯の移動に熟知していない限り、適切な矯正治療を行うことはできません。なぜならば、乳歯列期や混合歯列期に一見異常と思われる歯列・咬合の状態が、発育に伴い正常像へと変化することは稀ではなく、一方で、園児や低学年の学童に矯正治療を行っても永久歯列期に再度の矯正治療が必要となる症例も多いからです。従いまして、矯正歯科領域において、小児だけを区分した臨床体系や学問大系をとってはいません。また、「小児矯正歯科」の表記が「小児・矯正歯科」いわゆる「小児歯科」および「矯正歯科」の2種類を標榜しているように誤認される恐れがあり、特に「小児歯科」と誤認して「矯正歯科」を受診してしまう可能性が懸念されます。

以上の観点から、私たちは、現行の「矯正歯科」の標榜こそが最もわかりやすく、国民にも浸透していると認識しており、「小児」との組み合わせ、並びにこれ以上の細分化は不必要と考えます。

また本来、診療科名は良質な医療を提供するための専門医制度と密接に関係すべきです。

矯正歯科領域は、その特殊性から大学卒後の専門教育が必須な臨床領域であるにも拘わらず、専門教育システムが確立していないため臨床現場は混乱しています。現在、貴省医政局の指導の下、当協会を含む矯正歯科分野の三つの学術団体が国民の信頼に足る専門医制度確立に向け協議中です。このような状況の中、医師と患者の双方にとって極めて身近で重要な事項である標榜について、誤解を生じかねない名称が使用された事を遺憾に思います。

国民が安心して受診できる環境整備のため、ご配慮頂きますよう重ねてお願い申し上げます。